

令和5年度横浜市中央卸売市場費会計予算

令和5年度横浜市の中央卸売市場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,807,425千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和5年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,473,605 <small>千円</small>
	1 使用料	1,473,604
	2 手数料	1
2 県支出金		456,747
	1 県補助金	456,747
3 財産収入		577,098
	1 財産運用収入	577,097
	2 財産売却収入	1
4 繰入金		158,421
	1 一般会計繰入金	158,421
5 繰越金		186,989
	1 繰越金	186,989
6 諸収入		521,565
	1 雑収入	521,565
7 市債		2,433,000
	1 市債	2,433,000
歳 入 合 計		5,807,425

歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		5,807,425 <small>千円</small>
	1 運 營 費	2,453,752
	2 施 設 整 備 費	2,912,940
	3 公 債 費	438,733
	4 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		5,807,425

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
横浜市中央卸売市場本場青果部施設整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和7年度まで	限度額 3,700,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本場施設整備費	千円 2,433,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	2,433,000			